

新城市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

新城市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、新城市教育振興基本計画の基本方針である「子どもが輝くまち新城」「子どもの輝きは大人の輝きから」の実現のための取り組みの一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本市の現状

これまで、校務支援システムを導入した業務の円滑化、行事の精選や配付物の削減などを実施してきた。さらに、原則21時以降の勤務は許可していないため、21時以降に学校で仕事をする際に管理職に事前に伝えるなど勤務時間の管理も徹底することで、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間以上 ～80 時間未満	月 80 時間以上
小学校	月 35.3 時間	26.6%	1.5%
中学校	月 43.8 時間	38.4%	6.8%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で28.1%、中学校で45.2%となっており、中学校での時間外在校等時間が特に多いことが分かる。また、45時間を超える理由としては、小中学校とも「担当する校務分掌に関する業務」と「学年・学級事務」が多くあげられているが、中学校では「テスト採点・成績処理等」や「部活動指導・引率等」も多くなる要因としてあげられている。

特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もあるので、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることも必要である。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

【中間目標】

	R6	R8	R9	R10	R11
小学校	71.9%	80%	90%	95%	100%
中学校	54.8%	65%	80%	90%	100%

- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の最低取得日数を5日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける「職場環境によるストレス」の値を2以下とする。
(R7全国2.5)
- ・ ストレスチェックにおける「働きがい」の値を3以上とする。(R7全国2.8)

3 計画の期間

2026年度（令和8年度）～2029年度（令和11年度）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民や警察等と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。
- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ 給食費の無償化や公会計化に伴い、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 不登校や子供の教育全般に関する相談窓口を新城市教育委員会に設け、相談にあたりるとともに、児童生徒、保護者にチラシを配付するなどして周知する。

イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・調査を精選するとともに、校務支援システムや LoGo フォーム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇配付物の削減

- ・新都市メール配信システムを活用し、学校へ依頼する配付文書を減らす。
- ・後援承認をした文書については、各校の学級数に 5 部を追加した枚数しか配付しない。

◇学校プールの施設・設備の管理

- ・公営民営プール活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

◇部活動

- ・土日祝日の中学校部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能やデジタル採点支援システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・学校や関係機関など、どこにもつながっていない児童生徒に対して、教育委員会に設置するスクールソーシャルワーカーや担当指導主事が対応し、学校へ必要な助言・支援を行う。
- ・日本語指導の必要な入国間もない外国人児童生徒等の学校生活を支援するため、入学・編入学時に日本語初期指導教室において、語学指導を行う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校がスクールロイヤーなどの専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の電話対応可能時間を小学校は 17 時、中学校は 18 時までとする。ただし、鳳来中学校のみ公共交通機関での下校を考慮し、18 時 30 分とする。

- ・教育職員の負担を減らすために新城市による少人数学級編成推進事業を拡充することで、市内小学校の30人学級と中学校の35人学級の実現をめざす。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる教育職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教育職員へは、教育委員会をとおして保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取り組みを行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に努める。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全教育職員へ周知する。
- ・定時退校日を週1回設定するよう推進するとともに、夏季休業中に市内一斉の閉校日を設定する。

5 今後のフォローアップについて

- ・取り組みの着実な実行を図るため、市内小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、その他の目標については、ストレスチェックや教育職員アンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りなどが課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各団体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。